

長崎市告示第 616 号

長崎市健やかな森林保全事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 8 月 26 日

長崎市長 鈴木 史 朗

長崎市健やかな森林保全事業補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、森林の有する水源のかん養、防災、環境保全等の公益的機能の確保を図るため、市内において私有林の整備を行う個人又は事業者に対し、予算の範囲内において、長崎市健やかな森林保全事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長崎市補助金交付規則（昭和 63 年長崎市規則第 21 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 森林 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 2 条第 1 項に規定する森林をいう。
- (2) 森林所有者 森林法第 2 条第 2 項に規定する森林所有者をいう。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 森林所有者支援事業 市内に所在する森林の森林所有者が次に掲げる森林整備を事業者へ委託して行う事業

ア 林内整備

イ 下刈

ウ 伐倒（切捨間伐）

エ 除伐（伐倒時に支障となる広葉樹に限る。）

オ 玉切

カ 枝払い

(2) 森林整備事業者支援事業 前号の委託を受けて行う事業

(3) 新規参入事業者等支援事業 市内の森林を整備するために新たに実施する資格の取得又は装備の購入

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 森林所有者支援事業 次のア及びイの要件を全て満たす者

ア 森林経営管理制度における意向調査において、所有する森林を自ら管理したい又は第三者に委託したい旨の意向を示した森林所有者

イ 標準地当たり10本以上の立木があり、かつ、針葉樹が過半を占める森林の森林所有者

(2) 森林整備事業者支援事業 次のアからウまでの全ての要件を満たす事業者

ア 長崎市の有資格者名簿（登録区分が物品製造等に該当するものに限る。）において「樹木管理・剪定、草花管理、除草」の業種名で登録があること。

イ 作業を行う者の中にチェーンソー及び刈払機取扱い作業安全衛生教育を受けた者がいること。

ウ 森林組合、森林整備法人等の林業経営体ではないこと。

(3) 新規参入事業者等支援事業 次のア又はイに該当する者

ア 市内に本店又は営業所を有し、市内の森林の整備を行おうとする事業者であって、長崎市の有資格者名簿（登録区分が物品製造等に該当するものに限る。）において「樹木管理・剪定、草花管理、除草」の業種名で登録がある又は登録を行う見込みのある事業者

イ 市内に所在する森林の森林所有者

（補助対象経費等）

第5条 補助対象経費、補助単価、補助率、補助金の額及び補助上限額は、別表第1のとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第22条の規定により規則第3条第1項の補助金等交付申請書に代えて、長崎市健やかな森林保全事業補助金交付申請書（第1号様式）により申請しなければならない。

2 規則第3条第1項に規定する市長が定める期日は、事業を実施しようとする日の属する年度の12月27日（その日が長崎市の休日を定める条例（平成5年長崎市条例第35号）第1条第1項第1号又は第2号に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日の直前の休日でない日）とする。

3 規則第22条の規定により、規則第3条第1項第1号の事業計画書は事業計画（実績）書（第2号様式）とし、同項第2号の収支予算書は収支予算（精算）書（第3号様式）とする。

4 規則第3条第1項第5号のその他市長が必要があると認める書類は、別表第2に掲げる書類とする。

- 5 規則第3条第2項の規定により、同条第1項第3号の添付書類は省略させるものとする。
- 6 補助金の申請をしようとする者は、当該申請時に補助対象事業に関する仕入に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）第30条に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額又はその合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助対象事業に関する仕入に係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。
- 7 森林の整備を行う個人は、補助金の交付申請等に関する事務手続きを第三者に委任することができる。
- 8 前項の委任は、委任状及び精算依頼書（第6号様式）により行わなければならない。

（軽微な変更の範囲）

第7条 規則第5条第1項第1号の市長が認める軽微な変更は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 補助金の交付の目的の達成及び既に交付の決定を受けた事業計画等に基づく補助対象事業の遂行に支障のない範囲の補助対象事業の変更であること。
- (2) 補助金の額の増額を伴わない補助対象経費の20パーセント以内の増減
- (3) 森林所有者支援事業にあっては、森林整備面積の増を伴わないこと。

(交付の条件)

第 8 条 規則第 5 条第 1 項第 4 号に規定するその他市長が必要があると認める事項は、別表第 3 のとおりとする。

(補助金の交付の変更申請)

第 9 条 規則第 5 条第 3 項の申請書に添付する書類は、別表第 4 に掲げる書類とする。

(申請の取下げ)

第 1 0 条 規則第 7 条第 1 項の別に定める期日は、規則第 6 条第 1 項の規定による通知を受領した日（受領した日を証明できない場合は当該通知に係る交付の決定をした日）から起算して 1 5 日を経過する日とする。

2 前項の規定による申請の取下げは、補助金交付申請取下書（第 8 号様式）によるものとする。

(実績報告)

第 1 1 条 規則第 1 2 条の別に定める期日は、補助対象事業が完了した日から起算して 3 0 日を経過する日又は補助対象事業の完了した日の属する年度の 2 月 2 8 日（その日が休日に当たるときは、その日の直前の休日でない日）のいずれか早い日までとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 規則第 2 2 条の規定により、規則第 1 2 条第 1 号に規定する収支決算書は、収支予算（精算）書とする。

3 規則第 1 2 条第 2 号に規定するその他市長が必要と認める書類は、別表第 5 のとおりとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 1 2 条 第 6 条第 6 項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした

者は、規則第 12 条の規定による実績報告を行う際に当該補助対象事業に関する仕入れに係る消費税等相当額が明らかである場合には、これを補助金の額から減額して実績報告するとともに、仕入れに係る消費税等相当額報告書（第 9 号様式）により報告しなければならない。ただし、規則第 12 条に規定する実績報告書を提出する際に仕入れに係る消費税等相当額が明らかでなく、その後確定した場合には確定後速やかに仕入れに係る消費税等相当額報告書により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定に基づく報告があった場合には、当該仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部の返還を命ずることがあるものとする。

（調査）

第 13 条 規則第 13 条に規定する調査は、別表第 6 に定める方法により行うものとする。

（財産の処分の制限）

第 14 条 規則第 19 条ただし書に規定する市長が別に定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 規則第 19 条第 1 号及び第 3 号に規定するもの 補助対象事業完了日から起算して 5 年間

(2) 規則第 19 条第 2 号に規定するもの その耐用年数に相当する期間

2 規則第 19 条第 2 号に規定する市長が別に定めるものは、補助事業により取得した装備とする。

3 規則第 19 条第 3 号に規定するその他市長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて別に定めるものは、補助事業により整備した森林内に存する立木とする。

（委任）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定め

る。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和 1 2 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付の決定を受けた者に係るこの要綱の規定については、同日以降もなおその効力を有する。

別表第 1 （第 5 条 関係）

事業名 項目	森林所有者支援事業	森林整備事業者支援事業	新規参入事業者等支援事業
補助 対象経費	補助対象事業に要する経費		次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める経費 (1) 資格取得 次に掲げる資格の取得に係る経費 ア チェーンソー作業従事者特別教育 イ 刈払機取扱作業安全衛生教育 ウ 林業普及指導員資格 エ 技術士（森林部門） オ 森林施業プランナー カ 林業技能士 (2) 装備の購入 次に掲げる装備の購入に係る経費 ア チェーンソー イ 刈払機 ウ 保護帽 エ 保護網 オ イヤーマフ カ 防振手袋 キ 保護衣 ク 安全靴
補助単価又は補助率	1.0ha 当たり 70 万円	1.0ha 当たり 12 万円	補助対象経費の 1/2

補助金の額	(1) 累積森林整備面積（申請に係る森林整備面積と申請者が同一年度内に実施済みの森林整備面積との合計をいう。以下同じ。）が1.0ha以下の場合 70万円 (2) 申請により累積森林整備面積が1.0haを超える場合 ア 申請前の累積森林整備面積がない場合 補助単価に申請に係る森林整備面積を乗じて得た額（その額に小数点以下の端数があるときは、その端数を切捨てた額）とする。 イ 申請前の累積森林整備面積がある場合 補助単価に累積森林整備面積（ha）から1.0を減じた面積を乗じて得た額（その額に小数点以下の端数があるときは、その端数を切捨てた額）とする。 (3) 申請前の累積森林整備面積が1.0haを超え	(1) 累積森林整備面積が1.0ha以下の場合 12万円 (2) 申請により累積森林整備面積が1.0haを超える場合 ア 申請前の累積森林整備面積がない場合 補助単価に申請に係る森林整備面積（ha）を乗じて得た額（その額に小数点以下の端数があるときは、その端数を切捨てた額）とする。 イ 申請前の累積森林整備面積がある場合 補助単価に累積森林整備面積（ha）から1.0を減じた面積を乗じて得た額（その額に小数点以下の端数があるときは、その端数を切捨てた額）とする。 (3) 申請前の累積森林整備面積が1.0haを超えている場合 補助単価に申請に係る森林整備面積（ha）を乗じて得た額（その額に小数点以下の端数があるときは、その端数を切捨て	(1) 補助対象経費に補助率を乗じて得た額（その額に小数点以下の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
-------	---	--	--

	ている場合 補助単価に申請に係る森林整備面積を乗じて得た額（その額に小数点以下の端数があるときは、その端数を切捨てた額）とする。 (4) 前3号の規定にかかわらず、前3号の規定により算出した額が補助対象経費を上回るときは補助対象費と同額を補助金の額とする。 (5) 第1号、第2号及び第3号の森林整備面積の算出に当たっては、森林計画図等の縮尺5千分の1以上の図面を用いるものとし、最小単位を0.1ha（小数点第2位以下は切捨てる。）とする。	た額）とする。 (4) 前3号の森林整備面積の算出に当たっては、森林計画図等の縮尺5千分の1以上の図面を用いるものとし、最小単位を0.1ha（小数点第2位以下は切捨てる。）とする。	
補助上限額	(1) 累積森林整備面積が1.0ha以下の場合 70万円（補助対象者1人につき） (2) 累積森林整備面積が1.0haを超える場合 350万円（補助対象者1人につき）	(1) 累積森林整備面積が1.0ha以下の場合 12万円（申請者1者につき） (2) 累積森林整備面積が1.0haを超える場合 60万円（申請者1者につき）	5万円（1人につき）

別表第 2（第 6 条関係）

提出書類	森林所有者支援事業	森林整備事業者支援事業	新規参入事業者等支援事業
事業費の内訳が分かる書類	○	○	○
事業場所及び範囲が分かる図面	○	○	—
事業地の所有形態が分かる書類（登記簿等）	○	—	—
隣接森林所有者の同意書、境界が明らかな写真又は誓約書（第 4 号様式）	○	—	—
作業員名簿	—	○	—
有資格者名簿及び資格証等の写し	—	○	—
事業対象者名簿（第 5 号様式）	—	—	△

備考

- 1 事業費の内訳が分かる書類として、見積書を用いる場合は 2 者以上を徴取することとし、そのうち最も低い金額を事業費として事業費の根拠となる見積書 1 通を提出すること。また、その他の見積書については市が開示を求めた場合はそれに応じること。
- 2 新規参入事業者等支援事業において、森林所有者が申請する場合は事業対象者名簿（第 5 号様式）の提出は不要とする。

別表第 3（第 8 条関係）

	森林所有者支援事業	森林整備事業者支援事業	新規参入事業者等支援事業
交付の条件	補助金の交付を受けた者（第 6 条第 7 項の規定により委任を受けた者を含む。）は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした書類を整備し、当該年度経過後に 5 年間保存しなければならない。		
	森林所有者は、事業完了後も適切に維持管理を行うこと。	(1) 施行に当たっては、森林法等各種関連法令を遵守すること。 (2) 急傾斜地等危険性が高い場所の施行においては、事故防止のため安全対策を確実に実施すること。 (3) 家屋や道路に隣接する森林を施行する場合には、安全対策を講じ、第三者へ被害を及ぼすことがないよう細心の注意を払うこと。	次年度を含む連続した 5 年間で 1 回以上の市内の森林整備を行い、補助金の額の確定があった日から 5 年を経過する日までに森林整備実績報告書（第 7 号様式）により報告すること。

別表第 4 （第 9 条 関 係）

提出書類	森 林 所 有 者 支 援 事 業	森 林 整 備 事 業 者 支 援 事 業	新 規 参 入 事 業 者 等 支 援 事 業
事業費の内訳が分かる書類（変更契約書等）	○	○	○
事業場所及び範囲が分かる図面	○	○	-
事業地の所有形態が分かる書類（登記簿等）	○	-	-
隣接森林所有者の同意書、境界が明らかな写真又は誓約書（第 7 号様式）	○	-	-

別表第 5 （第 1 1 条関係）

提出書類	森林所有者 支援事業	森林整備事業 者支援事業	新規参入事業 者等支援事業
事業費の内訳が分かる書類	○	○	○
事業場所及び範囲が分かる図面	○	○	-
取得した資格証の写し	-	-	△
納品書及び納品物の写真	-	-	△

備考

- 1 新規参入事業等支援事業において、資格を取得した場合は取得した資格証の写し、装備の購入の場合は納品書及び納品物の写真を提出すること。

別表第 6 （第 1 3 条関係）

	森 林 所 有 者 支 援 事 業	森 林 整 備 事 業 者 支 援 事 業	新 規 参 入 事 業 者 等 支 援 事 業
調 査 方 法	現 地 調 査	現 地 調 査	書 類 審 査
調 査 項 目	(1) 間 伐 率（1 ha 当 たり 1 箇 所 の 標 準 地 調 査 に よ る） (2) 林 内 整 理 の 状 態	(1) 間 伐 率（1 ha 当 たり 1 箇 所 の 標 準 地 調 査 に よ る） (2) 林 内 整 理 の 状 態	(1) 申 請 書 類 (2) 成 果 物 の 確 認
立 会 要 否	協 議 に よ り 定 め る	協 議 に よ り 定 め る	協 議 に よ り 定 め る

第 1 号様式（第 6 条関係）

長崎市健やかな森林保全事業補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）長崎市長

申請者 住所
氏名 ⑩
（団体の場合は、団体名及び代表者名）

長崎市補助金等交付規則第 3 条及び長崎市健やかな森林保全事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	年度	補助事業名	
申請者名（カナ）			
申請者生年月日（和暦）		年	月 日
補助事業の概要			
補助事業の事業費		円	
交付申請額		円	
補助事業の完了予定年月日		年	月 日
添付書類		・ 事業計画（実績）書（第 1 号様式） ・ 収支予算（精算）書（第 3 号様式） ・ （その他必要書類を記載）	

第2号様式（第6条、第9条、第11条関係）

年度	計画・実施・変更・実績
----	-------------

長崎市健やかな森林保全事業計画（実績）書

[illegible]

第 3 号様式（第 6 条、第 9 条、第 1 1 条関係）

令和 年度 長崎市健やかな森林保全事業補助金収支予算（精算）書

1. 収入の部

区分	予算額	精算額	差引増減		備考
			増	減	
補助金	円	円	円	円	
申請者負担金					
その他					
計					

2. 支出の部

区分	予算額	精算額	差引増減		備考
			増	減	
森林整備費	円	円	円	円	
資格取得費					
装備購入費					
森林整備事業者支援金					
計					

第 4 号様式（第 6 条、第 9 条関係）

年 月 日

（あて先）長崎市長

申請者 住所
氏名 ㊟

土地の境界に関する誓約書

私は、 年度長崎市健やかな森林保全事業補助金交付申請を行うにあたり、次の事項について誓約します。

- 1 隣接森林所有者について
- ア 自らの所有する以下の土地の境界については把握しており、本事業は所有する森林でのみ実施します。

	土地の所在場所	所有者の氏名
1		
2		
3		

- イ 事業実施中及び事業完了後において、隣接森林所有者等から苦情が生じた場合は、自らが責任をもって対応します。

第 5 号 様 式 （ 第 6 条 関 係 ）

申 請 者 ： _____

事 業 対 象 者 名 簿

番 号	氏 名	フリガナ	生 年 月 日	住 所	採 用 年 月 日
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

第 6 号様式（第 6 条関係）

委任状及び精算依頼書

私どもは、(事業依頼先会社名)、(事業依頼先会社代表者名)を代理人と定め、次の１の事項を委任します。なお、あわせて、補助金受領の際、下記２の代金を精算されるよう依頼します。

- 1 年度長崎市健やかな森林保全事業補助金の申請手続及び受領に関すること。
- 2 精算代金
委託事業に係る委託料

(事業依頼先会社名)

(事業依頼先会社代表者名) 様

年 月 日

住 所	氏 名	印

年 月 日

森林整備実績報告書

（あて先）長崎市長

住所

氏名

年 月 日付けで長崎市健やかな森林保全事業補助金の額の確定の通知のあった補助対象事業に関する森林整備実績について、次のとおり報告します。

1 森林整備実績

森林所在地番	森林面積 (a)	整備面積 (a)	間伐率 (%)	実施期間

2 添付資料

- (1) 森林整備をした森林の位置図
- (2) 現地写真（森林整備前後の比較ができるように撮影すること）

第 8 号 様 式 （ 第 1 0 条 関 係 ）

補 助 金 交 付 申 請 取 下 書

年 月 日

（ あ て 先 ） 長 崎 市 長

住 所

氏 名

長 崎 市 健 や か な 森 林 保 全 事 業 補 助 金 交 付 要 綱 第 1 0 条 の 規 定 に よ り 次 の と
お り 取 り 下 げ ま す 。 な お 、 提 出 し た 書 類 に 関 し て は 返 却 を 求 め ま せ ん 。

交 付 決 定 年 月 日	年 月 日	交 付 決 定 番 号	
取 下 理 由			

年 月 日

仕入に係る消費税等相当額報告書

（あて先）長崎市長

住所

氏名

年 月 日付けで長崎市健やかな森林保全事業補助金の交付の決定（又は額の確定）の通知のあった補助対象事業に関する仕入に係る消費税等相当額について、次のとおり報告します。

- 1 長崎市健やかな森林保全事業補助金決定（又は確定）額
金 円
- 2 長崎市健やかな森林保全事業補助金決定（又は確定）時における
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円
- 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及
び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還相当額
金 円
- 5 仕入に係る消費税等相当額の積算内訳（根拠となる書類を添付
すること。）